


所管部課	市民部 地域振興課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市民会館条例の一部を改正する条例について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="checkbox"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市民会館条例施行規則		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>次期指定管理者の提案により、市民会館に新たな利用形態を設定する改正を行う。</p> <p>(1) 改正点 展示等のための大ホールホワイエ単独貸出しを可能とする。</p> <p>(2) 施行日 平成31年7月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 新たな利用形態の設定により、施設の稼働率や利用者の利便性が向上する。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年第2回市議会定例会において、東大和市市民会館に係る次期指定管理者の指定について議決済。 条例案文については、文書課において審査済。 				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに平成31年第1回市議会定例会の議案とするための事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。